

日本国環境省とカンボジア王国環境省との間の 環境分野における協力覚書（仮訳）

日本国環境省とカンボジア王国環境省（以下、各々を「一方」、総称して「双方」という。）は、双方の間の既存の友好関係を強化することを望み、持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、効果的な環境の保護には、地球規模の協力と調整及び努力が必要であること並びに環境を保護する活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきであることを認識し、それぞれの国の法令に従い、次の認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書（以下、「本協力覚書」という。）の目的は、環境分野における相互協力を強化し、促進・発展し、パリ協定及び持続可能な開発目標（SDGs）の迅速かつ成功裏の実施に向けた行動の重大さを再確認することである。

第2項 協力分野

協力活動は、環境の保護及び気候変動対応に関連する、相互に確認された次の分野から決定される。

1. 気候変動の緩和及び適応
2. 廃棄物管理及びプラスチックなどの資源循環を含む循環経済
3. 環境技術
4. 汚染の防止、削減及び品質管理（例：プラスチック汚染を含む大気及び水質）
5. 生物多様性の保全（例：自然保護、天然資源管理）
6. 相互に決定した他の分野

第3項 フォーカル・ポイント

双方は、本協力覚書に基づく活動の効果的な実施を確保するために、本協力覚書に関する全ての事項について、それぞれの代表として活動するフォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官とする。カンボジア王国環境省のフォーカル・ポイントは、政策戦略総局長とする。

第4項 実施と協力の形態

双方が用意する財源の範囲内で、双方は、以下を含む適切な形態により協力を奨励、促進する。

1. 対話会議の開催
2. 情報、知識、経験、ベストプラクティス、専門知識の交換
3. 研修の実施

4. 研究プロジェクト、分析、パイロットプロジェクトの奨励
5. 相互に決定される実施及び協力の他形態

第 5 項 知的財産権

本協力覚書に基づく活動の実施により生じる知的財産権は、各国の法令に従って行使され、必要に応じて別途文書でより詳細化される。

第 6 項 機密性

いずれの側も、本協力覚書及び本協力覚書に沿って作成された他の文書の実施期間に、相手方から受領した、または相手方によって提供された文書、情報、その他データの機密性及び秘匿性を遵守する。

本項の規定は、各国において有効である法令の規定を侵害するものではない。

いずれの側も、協力覚書の下で相手方から受け取った機密事項を、相手方への事前の書面通知なく公開しない。

第 7 項 変更

本協力覚書は、双方の書面による同意により、いつでも変更できるものとする。本修正は、本協力覚書第 9 項に定める開始に関する事項に従い開始され、本協力覚書の不可分の一部となる。

第 8 項 相違の解決

本協力覚書の項目の解釈または適用に関して相違がある場合には、双方は協議により友好的に解決及び処理する。

第 9 項 開始、期間、終了及びその他の事項

本協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始し、5 年の期間継続し、双方の書面による同意により延長することができる、または一方の参加者が終了予定日の少なくとも 6か月前までに書面により通告を行うことにより、いつでも終了することができる。協力の終了は、参加者が別段の決定をしない限り、進行中のプロジェクトまたは活動が終了するまで、当該プロジェクトまたは活動の期間に影響を及ぼすものではない。本協力覚書は、国内法及び国際法に基づくいかなる法的権利及び義務にも影響しない。

2026 年 2 月 16 日に、英語による本書 2 通に署名した。

日本国環境省

カンボジア王国環境省

石原 宏高
環境大臣

イアン・ソパレット
環境大臣